

令和3年度 栄村宿泊・飲食事業者等 事業継続応援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少し、事業継続に支障をきたしている村内の宿泊・飲食業等事業者に応援金を支給します。

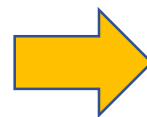
<p>支給対象者</p>	<p>次の要件を全て満たす事業者</p> <p>① 村内に事業所を有する宿泊業、飲食業、バス運輸業、道の駅エリアで事業を行っている事業者のうち、下記の売上減少要件を満たす事業者</p> <p>② 村税等の滞納がないこと。</p> <p>③ 営業実態があり今後も事業継続の意思があること。</p> <p>④ 新型コロナ対策推進宣言の事業所に登録し、対策を実施していること。（宿泊、飲食業にあつては、「信州の安心なお店」認証制度へ登録していること。</p>																
<p>売上減少要件</p>	<p>2021年の任意1月間の売上額が、2019年又は2020年の同月に比較して、30%以上減少している月のある事業者</p>																
<p>応援金の額</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 宿泊業</td> <td>民宿営業</td> <td>25万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>旅館営業</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 宿泊業以外</td> <td>個人事業主</td> <td>25万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>50万円</td> <td>(いずれも上限額)</td> </tr> </table>	1 宿泊業	民宿営業	25万円			旅館営業	50万円		2 宿泊業以外	個人事業主	25万円			法人	50万円	(いずれも上限額)
1 宿泊業	民宿営業	25万円															
	旅館営業	50万円															
2 宿泊業以外	個人事業主	25万円															
	法人	50万円	(いずれも上限額)														
<p>応援金の計算</p>	<p>支給金額＝2019年度又は2020年度年間事業収入－ (2021年対象月の事業収入×12)</p> <p>※2019年2月以降の創業は特例計算による。</p>																
<p>申請方法 ・ 必要書類</p>	<p>応援金申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて提出</p> <p>1 比較する2019年度、または2020年度の確定申告書の写し（收受印または商工会等の確認印のあるもの。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告 ⇨ 確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書 ・白色申告 ⇨ 確定申告書第一表 ・法人等 ⇨ 確定申告書別表一及び法人事業概況説明書 <p>2 2021年分の対象とする月の売上台帳等</p> <p>3 誓約書及び村税等の納付状況確認に関する同意書</p> <p>4 「新型コロナ対策推進宣言」事業所登録リストの写し（飲食・宿泊業にあつては「信州の安心なお店」登録リストの写し）</p>																
<p>申請書 提出期限</p>	<p>令和4年1月31日まで（早めの申請をお願いします。）</p>																
<p>申請 ・ 問合せ先</p>	<p>栄村役場商工観光課企業係 〒389-2702 栄村大字北信2903 TEL0269-87-3355 FAX0269-87-2280</p>																

令和3年度 栄村宿泊・飲食事業者等事業継続応援金 申請の手順について

STEP 1 ◎売上額減少要件を確認する。

R3年1月～12月のひと月の売上額が
R1年又はR2年の同月と比較して30%以上減少
している月がある。

30%以上の減少月
が無い



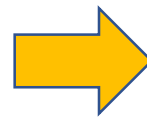
本応援金の支給対象となりま
せん。



30%以上減少している
月がある場合は支給対
象となります。

STEP 2 「長野県新型コロナ対策推進宣言 の店」に登録する。

未登録の方



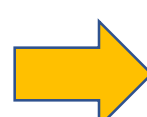
同封の登録申込書に記入し、
栄村商工会を通じて申込して
ください。



すでに登録済

STEP 3 宿泊業・飲食業の方は長野県の 「信州の安心なお店」に登録する。

未登録の方



同封の登録申込書に記入する
か県HPの申込書により、県
にFAX、郵送等により申込
してください。



すでに登録済または宿
泊・飲食業以外の方



申請方法等
お困りの方

STEP 4 同封の応援金申請書（様式1号）及
び様式1号別紙（同意書）の2枚に記入
し、商工観光課まで提出してください。

商工観光課、商工会、秋山支
所いずれかにご相談ください。



記入方法等でお困りの方

令和4年1月31日までに
提出してください。

商工観光課または商工会にご
相談ください。



STEP 5 審査後商工観光課より交付決定通知
書が届きましたら、同封の請求書を提出してくだ
さい。

以上で手続きは終了です。

問合先 役場商工観光課企業係	TEL 0269-87-3355	FAX 0269-87-2280
栄村商工会	TEL 0269-87-2353	FAX 0269-87-3161
秋山支所	TEL 025-767-2202	FAX 025-767-2276